

福祉専門職の皆さまへ

福祉専門職保険の ご案内

「福祉専門職保険」は、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の賠償責任保険と感染症見舞金がセットになった保険です。



福祉専門職個人の
勤務中の
賠償責任補償



国内24時間の
感染症罹患時の
見舞金補償

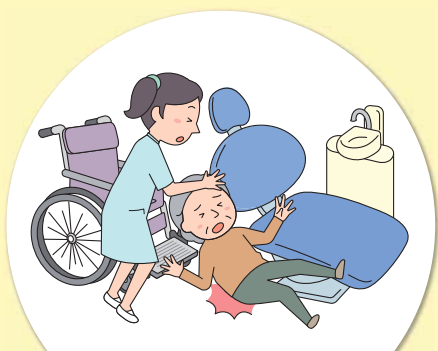
福祉専門職の
福利厚生制度にも！



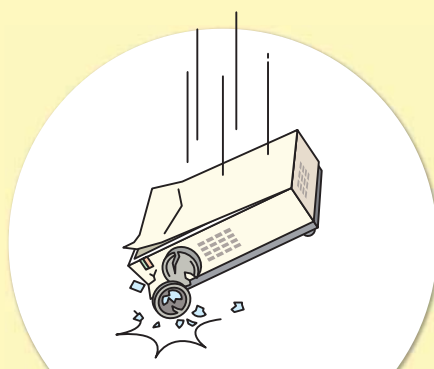
万一の賠償事故と 感染症罹患への備えに。

「福祉専門職保険」は介護保険施設等に勤務なさっている福祉専門職（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員）の方々の個人の賠償責任リスクと感染症リスクに備えたもので、少額短期保険の特長を活かしたきめ細かな補償を持つユニークな保険です。

個人でご契約いただく他、介護保険施設等が保険契約者となって施設に勤務される福祉専門職の方々を被保険者としてご契約することも可能です。この場合は、当該施設に勤務なさっている福祉専門職の方々のための福利厚生をより充実させるツールとしてご利用頂けます。



勤務中に誤って利用者さんに
ケガをさせてしまった。



勤務先のプロジェクターを誤って
落として壊してしまった。



利用者さんから預かった眼鏡を
無くしてしまった。

こんな場合に……
例えば



適切でない言葉で
利用者さんを傷つけてしまった。



インフルエンザに罹患し、
医師の指導で自宅待機した。



痰の吸引中に痰が顔にかかり、
感染の恐れがあるので検査した。

補償項目一覧と特徴

保険名・特約名	補償項目	特徴	詳細ページ
職業賠償責任保険 <small>(医療・福祉専門職特約付帯)</small>	対人事故	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門業務中だけでなく、勤務中の事故を広く補償 ● 対物事故や受託物の損壊等は、利用者さんの所有物だけでなく、勤務先施設の所有物も対象 ● 利用者さんだけでなく、他のスタッフに対する事故も対象 ● 第三者への賠償責任では、身体の障害、財物の損壊がない経済的損失も補償 	P3～P4
	人格権侵害		
	第三者への経済的損失		
	対物事故		
	受託物(預かった物)損壊・紛失・盗取・詐取		
SNS等トラブル解決費用特約	個人情報漏えい、SNSでのトラブル、ストーカ被害	● お詫び費用と弁護士相談費用等を補償	P5
感染症保険	感染症罹患	<ul style="list-style-type: none"> ● プライベートでの感染も補償 ● インフルエンザも補償 ● 死亡・入院・通院の他、医師の指導による自宅待機期間にも見舞金を給付 	P7～P8
感染症検査費用特約	飛沫、曝露等による感染事故	● 労災申請に至らない感染事故による検査費用(自己負担分)を補償	P6

保険料

被保険者一人当たりの年間保険料

2,400円

※お申込み方法は、P10をご確認ください。

詳しい補償内容は次ページから

※ 少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいいます。メディカル少額短期保険(株)は2017年7月12日に登録した少額短期保険業者です(登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第78号)。

勤務中の賠償責任補償

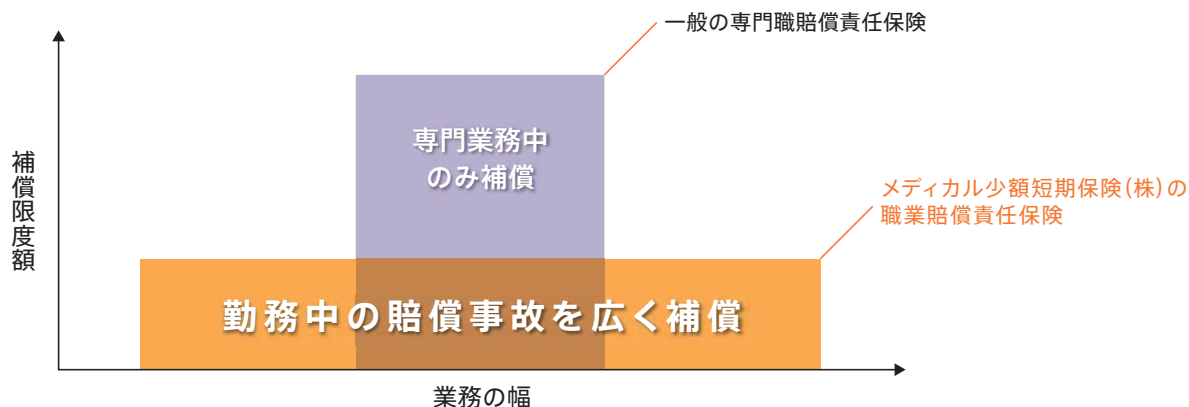
職業賠償責任保険、医療・福祉専門職特約

保険の内容

医療・福祉専門職は、国や都道府県の免許に基づき人の生命に関わる極めて重要な業務を行うため、業務中の賠償事故に備える特別な保険が用意されています。しかし、これらの保険は、各職種の法に定められた「専門業務中」の賠償事故に限定されており、専門業務中以外の場面での賠償事故はカバーできません。メディカル少額短期保険(株)の職業賠償責任保険は、この問題を解決し、「専門業務中」だけではなく、一般業務を含めた勤務中の賠償事故を広く補償いたします。

特長

- 専門業務中に限らず、勤務中の賠償事故を幅広く補償します。
(ご注意)
介護福祉士: 介護福祉士の資格では行うことができない業務に起因する賠償事故は補償対象外です。
社会福祉士: 社会福祉士の資格では行うことができない業務に起因する賠償事故は補償対象外です。
精神保健福祉士: 精神保健福祉士の資格では行うことができない業務に起因する賠償事故は補償対象外です。
介護支援専門員: 介護支援専門員の資格では行うことができない業務に起因する賠償事故は補償対象外です。
- 専門業務については、勤務先以外で行った業務も対象となります(ボランティア等を含む)
- 勤務先施設等の機材等を破損し、賠償責任を負った場合も補償します。
- 第三者への賠償責任では、身体の障害、財物の損壊が無い経済的損失も補償します。
- 言葉の行き違い等で、利用者さんの人格権を侵害した場合の補償も備わっています。



保険金をお支払いする場合

補償項目	内容
① 対人事故	被保険者が勤務中の業務遂行に起因して、他人の身体に障害を与えた場合
② 対物事故	被保険者が勤務中の業務遂行に起因して、他人の財物を損壊させた場合
③ 第三者への経済的損失	被保険者が勤務中の業務遂行に起因して、他人に経済的損失を与えた場合
④ 受託物(預かり物)の損壊・紛失・盗取・詐取	被保険者が勤務中の業務遂行に起因して、他人からの受託物(預かり物)が、その目的に従い管理されている間に損壊、紛失、もしくは盗取、詐取された場合
⑤ 人格権侵害	被保険者が勤務中の業務遂行に起因して、不当行為により他人の人格権を侵害した場合

保険金支払いの対象となる損害の範囲

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いいたします。

補償項目	内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に当社の同意が必要です。）
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が当社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（調停や示談も含まれます。）
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使についての必要な手続きを行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために当社の同意を得て支出した必要または有益な費用
④ 緊急措置費用	上記③の規程に基づき、被保険者が必要な手続きを行いまたは手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用、または当社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	当社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥ 初期対応費用 ^(*)	被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等社会通念上妥当と認められる初期対応費用

(*) 初期対応費用には、被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞費用等社会通念上妥当と認められる費用が含まれます。

お支払いできない場合

P11の「重要事項説明書」をご覧ください。

保険金額

補償項目	保険金額（補償限度額）
① 対人事故、人格権侵害、第三者への経済的損失	800万円 (ただし、左記②は20万円限度)
② 対物事故、受託物の損壊、紛失、盗取、詐取 ^(*)	

(*) 使用経過年数に応じた時価額での補償(原状復帰費用)となります。

例えばこんな場合に

事故例	お支払い金額例
利用者さんをストレッチャーで移送する際、利用者さんをベルトで固定しなかったため床に転倒し急性硬膜下血腫を生じた。(対人事故)	480,000円 (利用者さんの治療費・入院費等)
利用者さんから預かった義歯を失くしてしまった。(受託物)	15,000円 (再購入費用)
誤って利用者さんの時計を落下させ、壊してしまった。	8,000円 (修理費)
訪問先の利用者さん宅のトイレに過って雑巾を流し、排水管を詰まらせてしまい、専門業者を呼んで取り除いた。この費用を利用者さんから請求され支払った。(経済的損失)	35,000円 (出張費・技術料)

※これらの事故例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金請求に必要な書類

P9をご覧ください。

さらに、利用者さん等との トラブルやストーカー被害にも対応！

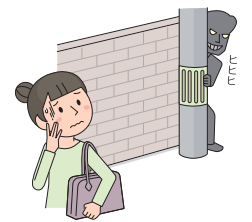
(職業賠償責任保険+SNS等トラブル解決費用特約)

保険の内容

利用者さんに経済的損失を与えてトラブルになった場合、言葉の行き違い等で利用者さんとトラブルになった場合は職業賠償責任保険で、利用者さんの個人情報やプライバシーを漏えいしてしまった場合のお詫び費用や弁護士相談費用、ストーカー被害に遭った場合の弁護士相談費用等はSNS等トラブル解決費用特約で補償いたします。

例えばこんな場合に

事故例	お支払い金額例
利用者さんとの会話の中で、言葉の行き違いにより利用者さんの人格権を侵害してしまったため、慰謝料を支払った。(職業賠償責任保険)	80,000円 (慰謝料)
SNSに利用者さんの写真を投稿したところ、その利用者さんの目に留まり、クレームを受け、弁護士と相談の上、お詫び金を支払った。(SNS等トラブル解決費用特約)	100,000円 (お詫び金・弁護士相談費用)
親しくなった担当利用者さんからLINEのIDをしつこく聞かれ、教えたところ、ストーカーまがいの行為をされたため、警察に届けると共に、弁護士に相談した。(SNS等トラブル解決費用特約)	100,000円 (弁護士相談費用)



※これらの事故例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

職業賠償責任保険については、P3～P4をご参照ください。

SNS等トラブル解決費用特約

■ 保険の内容

この特約は、SNS等における被保険者と利用者さんまたは第三者とのトラブル解決費用等を補償することを主な内容とするものです。

■ 保険金をお支払いする場合とお支払いの対象となる損害の範囲

- 被保険者が誤って利用者さん等の肖像等の個人情報を流出させたこと等によるトラブル
被保険者が負担するトラブル解決のための解決金等社会通念上妥当と認められる解決対応費用
- 被保険者が業務の関係者により肖像等の個人情報を流出されたこと等によるトラブル
ア. 弁護士等の相談費用
イ. 流出された情報の削除等のための費用のうち、被保険者が自己負担した費用
- 被保険者が業務の関係者または業務の関係者から情報を得た第三者によるストーカー行為の被害者となる等のトラブル
弁護士等の相談費用

■ お支払いできない場合

P11の「重要事項説明書」をご覧ください。

■ 保険金額

補償項目	保険金額(補償限度額)
トラブル解決費用	10万円

■ 保険金請求に必要な書類

P9をご覧ください

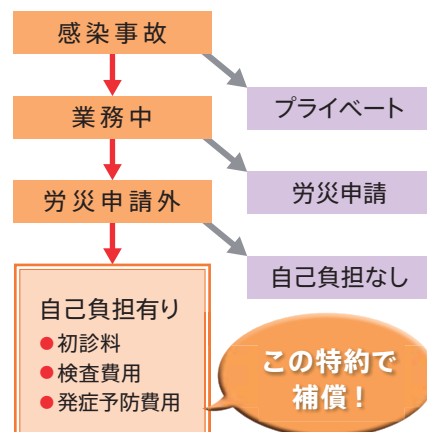
飛沫、曝露等の職業感染事故の検査費用補償

感染症検査費用特約

保険の内容

福祉専門職の皆さんにとってリスクが高いと思われる職業感染事故（飛沫、曝露等）は、原則として労災保険^(*)が適用されますが、感染源となるウイルス等が特定できない場合や軽微な事故など、労災申請に至らない場合もあります。メディカル少額短期保険（株）の感染症検査費用特約は、こんな時の不安を解消するために作られた特約で、労災保険が適用されず、被保険者に検査費用や発症予防費用の自己負担金が発生した場合に、実費相当分の検査費用給付金をお支払いいたします。

(*) 正式名称：労働者災害補償保険



お支払いする主な場合とお支払いする費用

飛沫、曝露等の職業感染事故のうち、労災申請に至らなかった場合の検査・発症予防費用及び初診料の自己負担分をお支払いします。(注！プライベートでの感染事故は給付対象となりません)

※空気感染は給付対象となりません。※初年度契約の契約日からその日を含めて10日以内に受けた検査は不担保とします。

保険金額

補償項目	保険金額（補償限度額）
初診料・検査費用・発症予防費用（実費負担分）	2万円限度 (回数に制限はありません)

例えばこんな場合に

事故例	お支払い金額例
歯肉炎があり出血をしていた利用者さんの血液が混入している唾液がはねて目に入ってしまった。利用者さんの肝炎等感染症の既往歴が不明だったが、そのまま放置。後に不安になり自己負担にて近医を受診し検査を行った。	9,160円 (自己負担した検査費用)
流行性角結膜炎を発症した利用者さんと濃厚接触していたため、感染した可能性があるのを念のため眼科を受診した。受診の結果、感染はしていなかったことから労災申請には至らず、その費用を自己負担することとなった。	7,930円 (自己負担した検査費用)

※これらの事故例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

お支払いできない場合

P11の「重要事項説明書」をご覧ください。

保険金請求に必要な書類

P9をご覧ください。

感染症に罹患した場合の補償

感染症保険

保険の内容

被保険者が国内で、保険期間中に（初年度契約においては免責期間10日間を除く）下記【対象となる感染症】を発症し、その直接の結果として発病日からその日を含めて180日以内に死亡、入院または通院・自宅待機した場合に、下表の保険金・見舞金をお支払いいたします。（プライベートでの感染症罹患も補償対象です!）

特長

- インフルエンザや流行性角結膜炎など身近な感染症も補償!
- 入院・通院だけでなく自宅待機期間に対してもお見舞金を給付!
- 業務中、業務外を問わず国内24時間補償!

保険金額・見舞金額

死亡保険金額	100万円
--------	-------

入院見舞金額	
入院日数31日以上	10万円
入院日数15日～30日	5万円
入院日数8日～14日	3万円
入院日数4日～7日	2万円
入院日数3日以内	1万円

通院・自宅待機見舞金額	
通院・自宅待機日数30日以上	10万円
通院・自宅待機日数15日～29日	5万円
通院・自宅待機日数10日～14日	3万円
通院・自宅待機日数5日～9日	2万円
通院・自宅待機日数4日以内	1万円

対象となる感染症

お支払いの対象となる感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「同施行令」「同施行規則」に定める1類～5類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症並びにその他当社が認める感染症（疥癬、成人性T細胞性白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症）です。

例えばこんな場合に

事故例	お支払い金額例
ノロウイルスに感染した利用者さんと接触し、嘔吐、下痢を発症。病院を受診したところノロウイルスと診断された。	通院1日 + 自宅待機3日 10,000円
休日に友人と買い物に行き、人混みの中を歩いた。翌日、発熱の症状があり、咳と鼻水が止まらなくなったため病院を受診。検査の結果インフルエンザA型の診断を受け、5日間の自宅待機を指示され5日間待機した。	通院1日 + 自宅待機5日 20,000円

※これらの事故例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

お支払いする場合

- この保険では「感染症の発病」と「発病日」を以下の通り定義し、発病日以降その日を含めて180日以内の、死亡・入院・通院・自宅待機に対して保険金・見舞金をお支払いいたします。ただし、発病日が当社の責任期間（初年度契約においては、保険の始期日から10日の免責期間終了後終期日までの期間）の間であることが必要です

「感染症の発病」とは

医師により感染症と診断されることにより確定するものとします。なお、「医師により感染症と診断」は、病原体に応じた検査による場合の他、症状などから明らかまたは強く疑われると医師が判断した場合を含むものとします。

「発病日」とは

医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とします。但し、被保険者が死亡した後に感染症と診断された場合には、死亡した日を発病日とみなします。

- 同一の感染症については、保険期間中1回の支払いとします。
- 同時期に2つ以上の感染症に罹患した場合、重複する期間については最初に罹患した感染症についてのみお支払いいたします。
- 治療が2つ以上の保険期間に渡る場合は、「発病日」が属する保険期間での一回の罹患とみなします。詳しくは下図の通りです。

※矢印の先頭は、「発病日」を表し、矢印の末尾は最後の入・通院日または自宅待機日を表します。

○:お支払いします ×:お支払いできません

契約前	免責期間 (10日間)	責任期間	責任期間 (継続契約)	補足
		A感染症	A感染症	「発病日」が初年度契約の始期日前にある場合は×。
		B感染症	B感染症	「発病日」が免責期間中にある場合は×。
		C感染症	C感染症	同一の感染症については、保険期間中1回の支払いです。
		D感染症	D感染症	D感染症は、C感染症の治療が済んだ後からお支払いの対象になります。
		E感染症	E感染症	E感染症は、D感染症の治療が済んだ後からお支払いの対象になります。
		F感染症	F感染症	F感染症は、C感染症の治療期間に含まれているため×。
			G感染症 G感染症	G感染症の治療期間が2つの保険期間に渡る場合は、発病日の属する保険期間での1回の扱いとします。

お支払いできない場合

P11の「重要事項説明書」をご覧ください。

保険金請求に必要な書類

P9をご覧ください。

⚠ 事故が起きた場合 ⚠

- 保険金等の支払事由が生じた場合、契約者または保険金等の受取人はすみやかに当社または本パンフレットに記載の取扱代理店に通知してください。
- 保険金のご請求にあたって必要な書類は、本パンフレットに記載の通りです。
- 職業賠償責任保険には、当社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、当社の助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、当社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

保険金・見舞金請求に必要な書類

【職業賠償責任保険】

所定の保険金請求書の他に、以下の書類が必要です。

- ① 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者との示談書
- ② 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ③ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ④ 第3条保険金支払の対象となる損害の範囲に規定する争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用または初期対応費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑤ 保険証券

* 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

【SNS等トラブル解決費用特約】

所定の保険金請求書の他に、以下の書類が必要です。

- ① P5に記載の「お支払いする場合とお支払いする損害の範囲」に記載された費用の領収書（原本）

【感染症保険】

所定の保険金・見舞金請求書の他に、以下の書類が必要です。

死亡の場合：死亡診断書、被保険者の住民票、保険金受取人の戸籍謄本、保険証券

入院の場合：所定の医師の診断書、診療明細付き領収書（入院日数がわかるもの）（コピー可）

通院の場合：所定の医師の診断書、診療明細付き領収書（通院日数がわかるもの）（コピー可）

自宅待機の場合：所定の医師の診断書

【感染症検査費用特約】

所定の保険金請求書の他に、以下の書類が必要です。

- ① 検査内容がわかる診療明細書付き領収書（原本）

お申込み方法

この保険は、福祉専門職（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員）の方個人でご契約いただくか、介護・福祉施設等をご契約者とし、同施設に勤務する福祉専門職を被保険者としてご契約いただく保険です。

【被保険者（補償を受ける方）の資格】

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の方

※上記以外の方は被保険者になれませんのでご注意ください。

【保険料のお支払い方法】

■施設でお申し込みの場合：口座振替または銀行振込

■個人でお申し込みの場合：口座振替

口座振替のスケジュールは、下表でご確認ください。

【お申し込み手続き】

■個人でお申し込みの場合

以下の2点を添付返信用封筒に入れて投函してください。

①「福祉専門職保険」保険契約申込書の①～②枚目

② 口座振替依頼書

■施設でお申し込みの場合

以下の3点を添付返信用封筒に入れて投函してください。

①「福祉専門職保険」保険契約申込書（施設契約用）の①～②枚目（要押印）

② 被保険者名簿（各被保険者について氏名、住所、職業等を記載）

③ 口座振替依頼書（掛金のお支払い方法で口座振替を希望される場合のみ）

*銀行振り込みを希望される場合は、請求書に基づいてお振込みください。

※本パンフレットに同封の返信用封筒を使用すると到着まで2～3日かかりますので、余裕をもって投函してください。※ご記入に際しては、記入例をご参照ください。

【保険期間】

2018年3月31日午後4時～2019年3月31日午後4時（1年間）※ただし、下表の始期日欄に記載の日からの中途契約を受け付けます。

【被保険者1名当たりの保険料と始期日別払い込み期日】

始期日別保険料表 *申込書類の締切日（毎月25日）が土日祝日の場合は、翌営業日が締切日となります。

始期日（補償開始日）	保険料	申込書類の締切日*	口座振替日
2018年 3月31日午後4時～（年間）	2,400円	2018年 3月25日必着	2018年 5月28日
2018年 5月 1日午前0時～（11ヶ月）	2,160円	2018年 4月25日必着	2018年 6月27日
2018年 6月 1日午前0時～（10ヶ月）	2,040円	2018年 5月25日必着	2018年 7月27日
2018年 7月 1日午前0時～（9ヶ月）	1,800円	2018年 6月25日必着	2018年 8月27日
2018年 8月 1日午前0時～（8ヶ月）	1,570円	2018年 7月25日必着	2018年 9月27日
2018年 9月 1日午前0時～（7ヶ月）	1,430円	2018年 8月25日必着	2018年10月29日
2018年10月 1日午前0時～（6ヶ月）	1,210円	2018年 9月25日必着	2018年11月27日
2018年11月 1日午前0時～（5ヶ月）	970円	2018年10月25日必着	2018年12月27日
2018年12月 1日午前0時～（4ヶ月）	830円	2018年11月25日必着	2019年 1月28日
2019年 1月 1日午前0時～（3ヶ月）	600円	2018年12月25日必着	2019年 2月27日
2019年 2月 1日午前0時～（2ヶ月）	370円	2019年 1月25日必着	2019年 3月27日
2019年 3月 1日午前0時～（1ヶ月）	240円	2019年 2月25日必着	2019年 4月30日

※いずれの場合も、終期日（補償終了日）は2019年3月31日午後4時です。

【保険契約の継続について】

この保険契約は、保険期間の終期日を以て毎年自動継続いたします。終期日の約2か月前に「自動継続のご案内」をお送りいたしますので、継続しない場合は指定のお手続きをしてください。なお、継続後の保険料の払い込み期日は毎年4月27日（27日が休業日の場合は翌営業日）です。

お問い合わせ先

携帯電話からもご利用いただけます。
ご不明な点はお問い合わせください。



0120-517652

(株)メディックプランニングオフィス
9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

「重要事項説明書」

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

★マークのご説明★

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この「重要事項説明書」は、保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項（契約概要）と、お客様にとって不利益となる事項など、特に注意していただきたい事項（注意喚起情報）等を記載しております。記載事項はすべてお申込み前にご理解いただきたい大切な情報ですので、必ずお読みいただき、内容をご確認いただくとともに、ご契約後も大切に保管くださいますようお願い申し上げます。また、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款並びに特約をご参照ください。

1 商品の仕組み

契約概要

この保険契約は、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の、勤務中の賠償事故、利用者さん等とのトラブル解決費用の補償、飛沫・曝露等による感染事故の検査費用の補償、及び24時間の感染症罹患への各種保険金・見舞金補償で構成されており、保険種類と付帯されている特約は下表の通りです。

保険種類	特約
職業賠償責任保険	医療・福祉専門職特約 SNS等トラブル解決費用特約
感染症保険	感染症検査費用特約

2 補償の内容及び主な特約

契約概要 注意喚起情報

各保険種類及び特約ごとの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」については、下表の通りです。内容をご確認ください。

保険種類・特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
職業賠償責任保険 医療・福祉専門職特約	<p>医療・福祉専門職または医療・福祉専門職を補佐する業務に従事する個人である被保険者の、医療・福祉関連分野の勤務先における業務上の過失（医療・福祉専門職による専門業務遂行においては勤務先以外での過失を含む）に起因して、以下の事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に限ります。</p> <p>(1)他人の身体の障害を発生させること (2)他人の財物の損壊を発生させること (3)受託物を損壊し、紛失し、または盗取・詐取されること (4)その他、他人に経済的損失を与えること (5)被保険者の業務遂行に関連する不当行為により、他人の人格権を侵害したこと</p> <p>(注)保険金の支払は、上記各号の事由が保険期間中に発見された場合に限るものとします。なお、発見は、被保険者が事故を最初に認識した時（認識した時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時（なされるおそれがあると被保険者が認識した時または認識した時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p> <p><保険金支払いの対象となる損害の範囲></p> <p>(1)法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に当社の同意が必要です。）</p> <p>(2)争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が当社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（調停や示談も含みます。）</p> <p>(3)損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使についての必要な手続きを行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために当社の同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(4)緊急措置費用 上記3)の規程に基づき、被保険者が必要な手続きを行いまたは手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用、または当社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>(5)協力費用 当社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(6)初期対応費用 被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等社会通念上妥当と認められる初期対応費用</p>	<p>(1)契約者または被保険者の故意 (2)他人との特別な約定により加重された賠償責任 (3)戦争、変乱、暴動、騒擾または労働争議 (4)地震、噴火、洪水、津波または高潮 (5)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた過失犯以外の犯罪行為に起因する損害 (6)最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害 (7)事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害 (8)名誉毀損または秘密の漏洩 (9)被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (10)被保険者または被保険者の使用人、または被保険者と同居する親族が行い、もしくは加担した盗取、詐取 (11)被保険者、被保険者の使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 (12)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐取 (13)原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 (14)自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 (15)給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害 (16)建物外部から内部への雨、雪等の浸入・吹込みによる損害 (17)受託物が預け主に引渡された後に発見された事故 (18)受託物の使用不能に起因する事故 (19)核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物等の有害な特性の作用等に起因する事故 (20)自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する損害 (21)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 (22)美容を唯一の目的とする業務に起因する損害</p>

保険種類・特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
SNS等トラブル 解決費用特約	<p>保険期間中かつ被保険者の業務の遂行に関連して発生した、SNS等による以下のトラブルの解決について、解決対応費用が発生した場合。ただし、被保険者とトラブルの相手が既知の関係であった場合または当該業務以外において関係していた場合を除きます。</p> <p>(1)被保険者が被保険者の過失により業務の関係者の肖像等の個人情報を流出させたことによるトラブル (2)被保険者が業務の関係者により肖像等の個人情報を流出されたことによるトラブル (3)被保険者が業務の関係者または業務の関係者から情報を得た第三者によるストーカー行為の被害者となるトラブル</p> <p><保険金支払いの対象となる損害の範囲> 上記(1)のトラブル 被保険者が負担するトラブル解決のための解決金等社会通念上妥当と認められる解決対応費用 上記(2)のトラブル ア. 弁護士等の相談費用 イ. 流出された情報の削除等のための費用のうち、被保険者が自己負担した費用 上記(3)のトラブル 弁護士等の相談費用</p>	(1)契約者または被保険者の故意
感染症保険	<p>被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合。 お支払いする保険金:死亡保険金(100万円)</p> <p>被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に入院した場合。 お支払いする保険金:入院見舞金(日数に応じて1～10万円)</p> <p>被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、通院または自宅待機をした場合。 お支払いする保険金:通院・自宅待機見舞金(日数に応じて1～10万円)</p> <p>(注)「感染症を発病」とは、医師により感染症と診断されることにより確定するものとし、「発病日」は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とします。但し、被保険者が死亡した後に感染症と診断された場合には、死亡した日を発病日とみなします。なお、「医師により感染症と診断」は、病原体に応じた検査による場合の他、症状などから明らかまたは強く疑われると医師が判断した場合を含むものとします。 なお、お支払いの対象となる感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同施行令及び同施行規則に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」、並びにその他会社が認める感染症(疥癬、成人性T細胞性白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症)とします。</p>	<p>(1)責任開始日前にすでに感染症を発病しているとき。 (2)契約者または被保険者の故意または重大な過失により感染症を発病したとき。 (3)テロ行為により感染症を発病したとき。(その感染症が「保険金等をお支払いする場合」に記載された感染症であったとしても免責とします。)</p> <p>※この保険の責任開始日は、初年度契約の契約日からその日を含めて10日を経過した日の午前0時とします。従って、責任開始日前に発病した場合は不担保とします。 ※同一の感染症を保険期間中に2度以上発病した場合、2度目以降は不担保とします。 ※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。 詳しくは、パンフレットのP8の図をご参照ください。</p>
感染症検査費用特約	<p>被保険者が国内で、責任開始日以降に業務に起因して生じた次のいずれかの事故により感染症罹患の疑いが生じ、保険期間中に医療施設において検査を行った場合。なお、空気感染は対象外とします。</p> <p>(1)感染者に使用した針への接触 (2)感染者の嘔吐物、血液等の飛まつによる曝露、およびその他事故によるこれらへの接触</p>	この特約の責任開始日は、初年度契約の契約日からその日を含めて10日を経過した日の午前0時とします。従って、責任開始日前に受けた検査は不担保とします。

3 保険期間及び継続

契約概要

保険期間は1年間とし、契約日または自動継続日から1年後の契約始期日時と同日同時刻までとします。ただし、契約初年度のみ、当社の定めるところにより、任意の日時までとすることができます。

保険期間の満了に際しては、継続のご案内を送付します。継続のご案内に際し、特段のお申出がない場合には、継続のご案内に記載したとおり、保険契約を自動継続させていただきます。ただし、継続契約に対する保険料をお支払いいただけなかった場合は、自動継続は取消しとします。

4 責任開始時期

注意喚起情報

【職業賠償責任保険医療・福祉専門職特約・SNS等トラブル解決費用特約】

保険契約申込書に定めた保険始期日の時刻から当社の責任を開始し、保険終期日の午後4時に終了いたします。2年度目以降の自動継続契約においては、自動継続日の午後4時から責任を開始し、保険終期日の午後4時に責任を終了します。

【感染症保険・感染症検査費用特約】

初年度契約においては、保険契約申込書に定めた保険始期日から始期日を含む10日間は不担保とし(免責期間)、10日を経過した日の午前0時から当社の責任を開始し、保険終期日の午後4時に終了いたします。2年度以降の自動継続契約においては、自動継続日の午後4時から責任を開始し、保険終期日の午後4時に責任を終了します(2年度目以降の契約においては免責期間はありません)。

5 引受条件

契約概要 注意喚起情報

この保険契約は、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員を被保険者とし、被保険者を雇用する法人を契約者とする保険契約です。これら以外の方を被保険者としてこと並びに、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の方個人でご契約いただくことはできませんので予めご注意ください。なお、保険金額および保険料はパンフレットP2～P8をご覧ください。
当社は、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が一被保険者合計で1,000万円を超えない範囲(注)内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業(少額短期保険業)を行います。

(注)施設契約の場合、各保険の限度額の100倍以内となります。

6 保険料と払い込み方法

契約概要 注意喚起情報

保険料は、パンフレットに記載されており、一時払いのみお取り扱いいたします。

ご契約者様には、原則として口座振替方式により保険料を払い込みいただけます。なお、ご契約者様が施設である場合は、銀行振り込みまたは口座振替方式により保険料を払い込みいただけます。当社が指定する期日に保険料を払い込みいただけなかった場合で、払い込み猶予期間内にも保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は取消となりますのでご注意ください。

7 契約内容の見直しについて

注意喚起情報

- ①当社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約自動継続の際に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金額を変更します。
- ②当社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめ、保険契約の自動継続を取り扱わないことがあります。この場合、中止の2か月前までに契約者に自動継続を取り扱わない旨を文書で通知します。
- ③保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、当社の収支の改善が見込めないときは、保険期間中において保険契約の保険料を増額し若しくは保険金等の額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金の削減支払を行うことがあります。この場合、原則として変更日の2か月前までに契約者に通知します。

8 配当金

契約概要

この保険契約には契約者配当金はありません。

9 解約

契約概要

この保険契約は、いつでも将来に向かって解約することができます。この保険契約を解約した場合は、以下の算式に基づいて計算した未経過期間の保険料(未経過保険料)を返還いたします。

$$\text{未経過保険料} = \text{一時払保険料} \times \text{未経過期間} \div \text{保険期間} \text{ (円未満切り捨て)}$$

(注)1カ月未満の端日数については、未経過期間は切り捨て、保険期間は切り上げ処理します。

10 クーリング・オフ

注意喚起情報

この保険契約は、契約期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではありません。

11 告知義務および通知義務の内容

注意喚起情報

告知義務とはご契約の際に、危険に関する重要な事項(告知事項)などの当社がお尋ねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。ご契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告知したとき(以下、「告知義務違反」といいます。))は、当社は保険契約を解除することができるものとします。

通知義務とはご契約の際に告知していただいた重要な事柄が、保険期間中に変更となった場合に、その変更内容(通知事項)を当社または代理店に通知いただく義務のことをいいます。

この保険契約における告知事項・通知事項は以下の通りです。

保険種類	告知事項	通知事項
職業賠償責任保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の職業・勤務先	被保険者の職業・勤務先
感染症保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の専門資格名・職業・勤務先	被保険者の専門資格名・職業・勤務先

12 保険契約者保護機構について

注意喚起情報

この保険契約は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象ではなく、また保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

13 指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」について

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階
TEL 0120-82-1144

受付時間:月曜日から金曜日の9:00～12:00および13:00～17:00(祝日および年末年始休業期間を除く)

14 補償重複に関する事項

補償内容が同様の他の保険契約等を被保険者またはそのご家族が締結されているときは、補償が重複して保険料が無駄になることがありますので、補償内容や保険金額等を確認して補償の要否をご判断のうえご契約ください。なお、賠償責任保険では、重複があった場合は、以下のようにお支払いいたします。

- ①職業賠償責任保険(医療・福祉専門職特約・SNS等トラブル解決費用特約)の保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。
- ②他の保険契約等によりこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または支払われた場合は、当社は、約款に定める支払額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

15 個人情報の取り扱いに関するご案内

メディカル少額短期保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、本契約に関する個人情報を下記の目的の範囲内で、利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別の非公開情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的を限定しております。

- 保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 当社並びに代理店の営業等に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務
- 保険契約者である企業または団体は、当社に本契約に関する個人情報を提供いたします。

詳しくは、メディカル少額短期保険株式会社のホームページ
(<http://www.medical-ssi.co.jp/>)をご参照ください。

お問い合わせ先・事故発生時のご連絡先

取扱代理店

株式会社メディックプランニングオフィス

東京都中央区新川2-22-6 SJIビル2F



0120-517652

(土日祝日を除く9:00~17:00)

引受保険会社

メディカル少額短期保険株式会社

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F

TEL 03-5244-9681

(土日祝日を除く9:00~17:00)